

# 東アジア諸国との 経済連携協定交渉の現状と課題

平成17年6月

# 概 観

フィリピンとの間では2004年11月末、マレーシアとの間では2005年5月末に大筋合意を確認。その他の交渉もヤマを迎えつつある(但し相手国によって差あり)。ASEAN全体とは2005年4月交渉開始。2005年6月、インドネシアとの間でも交渉開始に合意。

## 交渉目標(首脳間の合意)

タイ、フィリピン、マレーシア、インドネシア:「合理的な期間内の交渉

終結に向け努力」

韓国:「2005年中の実質的な交渉終了が目標」

# 我が国の政策基本方針

## 「今後の経済連携協定の推進についての基本方針」

(平成16年12月21日 経済連携促進関係閣僚会議 決定)

### EPAの意義

1. WTOを中心とする多角的な自由貿易体制の補完

対外経済関係の発展  
経済的利益の確保

2. 我が国及び相手国の構造改革の推進

3. 政治・外交戦略上、我が国にとって有益な国際環境の形成

「東アジア共同体の構築」等

### 具体的施策

1. 東アジアを中心とした現在進行中の交渉に全力を傾注

2. それ以外の国との交渉

「基準」(次頁参照)を十分踏まえる

3. 相手国との経済関係の現状によっては、FTA(自由貿易協定)以外の経済連携のあり方も検討

投資協定、相互承認協定、  
投資環境整備など

# 交渉相手国・地域の決定に関する基準

交渉相手国・地域の決定にあたっては、以下の視点を総合的に勘案するものとする。

## 1. 我が国にとり有益な国際環境の形成

- (1) 東アジアにおけるコミュニティ形成及び安定と繁栄に向けた取組みに資するかどうか。
- (2) 我が国の経済力の強化及び政治・外交上の課題への取組みに資するか否か。
- (3) WTO交渉等の国際交渉において、我が国が当該国・地域との連携・協力を図り、我が国の立場を強化することができるか否か。

## 2. 我が国全体としての経済利益の確保

- (1) 物品・サービス貿易や投資の自由化により、鉱工業品、農林水産品の輸出やサービス貿易・投資の実質的な拡大、円滑化が図れるか否か。知的財産権保護等の各種経済制度の調和、人の移動の円滑化等により、我が国進出企業のビジネス環境が改善されるか否か。
- (2) EPA / FTAが存在しないことによる経済的不利益を解消することが不可欠か否か。
- (3) 我が国への資源及び安全・安心な食料の安定的輸入、輸入先の多元化に資するか否か。
- (4) 我が国経済社会の構造改革が促進され、経済活動の効率化及び活性化がもたらされるか否か。なお、農林水産分野については、我が国の食料安全保障の視点や、我が国で進行中の同分野の構造改革の努力に悪影響を及ぼさないか。
- (5) 専門的・技術的労働者の受入れがより促進され、我が国経済社会の活性化や一層の国際化に資するか否か。

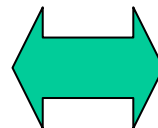
## 3. 相手国・地域の状況、EPA / FTAの実現可能性

- (1) 我が国及び相手国・地域がそれぞれ相手方との関係で抱える、自由化が困難な品目にどのようなものがあるか。そうした双方の困難さにお互いが適切な考慮を払うことができるか否か。
- (2) 当該国・地域以外の国・地域に対し貿易投資上生じ得る影響を巡り摩擦等が生じないか。
- (3) 当該国・地域において、WTO及びEPA / FTA上の約束を実施する体制が整っているか否か。
- (4) 当該国・地域との経済連携のあり方として、関税の削減・撤廃を中心とするFTAが最も適切か否か。

# 東アジア諸国とのEPA交渉における双方の主要関心事項

日本側関心事項

- (1) 鉱工業品関税
- (2) 投資ルール
- (3) サービス貿易の自由化  
(「製造業関連サービス」を含む)
- (4) 政府調達
- (5) 知的財産
- (6) 競争政策
- (7) ビジネス環境整備 等



- (1) 物品関税
- (2) 人の移動
- (3) 協力案件
- 
- (韓国)
- (4) 非関税措置
- (5) 相互承認
- 等

相手国関心事項

# EPA/FTA 日本の取組み状況

## 東アジア諸国 (締結済みのシンガポールを除く)

相手国		状況
<b>韓国</b> 		2003年10月の首脳会談で、政府間交渉を年内に開始し2005年内に実質的に終了させることで合意。03年12月22日に第1回交渉、04年2月23日-25日に第2回交渉、4月26日-28日に第3回交渉、6月23日-25日に第4回交渉、8月23日-25日に第5回交渉、11月1日-3日に第6回交渉を行った。
ASEAN	2002年11月の日・ASEAN包括的経済連携に関する首脳達の「共同宣言」で承認された「日本とASEAN全体との間の包括的経済連携実現のための枠組みを検討する一方で、すべてのASEAN加盟国と日本が二国間の経済連携を確立するための作業を始めることができる」という手法で推進。	
	タイ 	2003年12月の首脳会談で交渉開始合意。H16年2月16日-17日に第1回交渉、4月7日-9日に第2回交渉、6月16日-18日に第3回交渉、8月4日-6日に実務者レベル会合、9月13日-15日に第4回交渉、12月7-9日に第5回交渉、2月24日-3月3日に第6回交渉、3月29日-4月1日にハイレベル少人数会合を行った。(この他にも、分野別会合等を随時開催。)
	フィリピン 	2003年12月の首脳会談で交渉開始合意。H16年2月4-5日に第1回交渉、4月14日-16日に第2回交渉、7月5日-7日に第3回交渉、9月6日-8日に第4回交渉、10月25日-29日に第5回交渉を行った。(この他にも、分野別会合等を随時開催。)11月29日の首脳会談において、大筋合意に達したことを確認。署名へ向けて現在協定条文を交渉中。
	マレーシア 	2003年12月の首脳会談で交渉開始合意。2004年1月13日に第1回交渉、3月9日-11日に第2回交渉、5月19日-21日に第3回交渉、7月19日-21日に第4回交渉、9月25日-27日に第5回交渉、11月4日-6日に第6回交渉、2005年1月18日-19日、5月9-10日、5月17-22日にハイレベル少人数会合を行った。(この他にも、分野別会合等を随時開催。)5月25日の首脳会談において、大筋合意に達したことを確認。署名へ向けて現在協定条文を交渉中。
	インドネシア 	2005年1月より、「共同検討グループ」を3回開催し、首脳への提言を含む報告書を作成。その第2回会合(3月4-5日)及び第3回会合(4月11-12日)には産学関係団体も参加。同年6月の首脳会談で交渉開始合意。
ASEAN全体		2004年11月の日ASEAN首脳会議において、2005年4月に日ASEAN包括的経済連携協定交渉を開始することで合意。4月13-15日に東京で第1回本交渉を開催。
日中韓		<p>・99年11月の日中韓首脳会議における合意を受け、日本の総合研究開発機構(NIRA)、中国国務院発展研究中心(DRC)、韓国対外経済政策研究院(KIEP)の三者間で共同研究を実施中。2003年よりFTAの経済効果に関する研究を行っており、2004年からは部門別の効果等についての研究が行われている。</p> <p>・投資については、2004年11月の日中韓首脳会議において「ビジネス環境改善のための政府間メカニズム」及び「投資関連の法的枠組みに関する政府間協議」の創設に合意。2005年5月18-20日に北京にて第1回政府間協議を開催。</p>

## EPA/FTA 日本の取組み状況 東アジア周辺国及びその他の国・地域

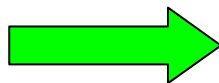
相手国・地域	状 況
<b>メキシコ</b>	2004年9月署名。2005年4月1日に発効。
<b>インド</b>	2004年11月の日印首脳会談において共同研究グループ(JSJ)立ち上げに合意。現在、第1回会合を開催すべく調整中。2005年4月末の首脳会談の成果として発出された共同声明において、6月までにJSJを発足させ、1年以内に報告書を提出することを明記。
<b>チリ</b>	2004年11月の日チリ首脳会談においてEPA/FTA締結の可能性を検討するための産学官研究会の立ち上げに合意。これまでに2回の共同研究会会合を開催。7月に第3回会合を開催予定。
<b>オーストラリア</b>	2005年4月の首脳会談において、両首脳はFTAのメリット・デメリットを含め、先進国間に相応しい経済連携強化のあり方を2年間かけて政府間で研究していくことで一致。
<b>スイス</b>	2005年4月の首脳会談において、両国間の経済連携強化のための政府間共同研究を開始することで一致。
<b>メルコスール</b>	先方政府、両国・地域の経済界等より要望表明あり。
<b>GCC諸国</b>	GCC事務局、加盟国政府より要望表明あり。

その他、カナダ、台湾、モンゴル、欧州自由貿易連合(EFTA)、イスラエル、エジプト、モロッコ、南アフリカ等より、我が国とのEPA/FTA締結の要望ないし関心の表明あり。

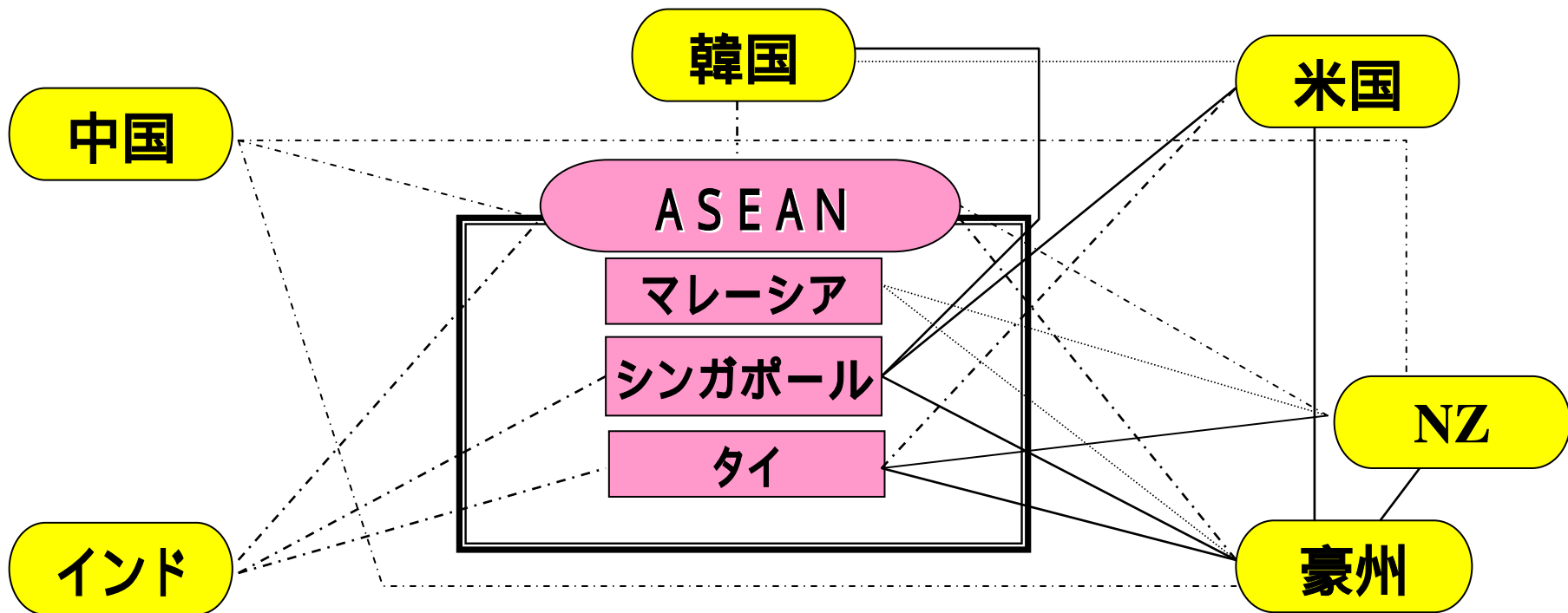
# 東アジア地域におけるFTA/EPA

FTA (自由貿易協定)

EPA (経済連携協定)



政治的・経済的連携の  
有力な手段



- : 交渉済み
- - - : 交渉中 (中国・ASEANは、昨年11月にモノの貿易及び紛争処理手続に係る協定については署名済。投資・サービスについては交渉を継続。  
タイ・インド間は二国間協定においてアーリーハーベスト合意)
- ..... : 開始予定/予備協議等



# 大筋合意の内容 フィリピン

## 日本側の関心事項

### 鉱工業品

日比ともに、ほぼ全ての品目について、関税を10年以内に撤廃することを約束。

### サービス・投資

(サービス) 市場アクセス及び内国民待遇に適合しない全ての規制に関するリストの作成。多くの分野において自由化レベルを現状から後退させないことを約束。特定のサービス分野(建設、運輸等)における新たな自由化。

(投資)内国民待遇、最恵国待遇及びパフォーマンス要求の禁止規定を含め、質の高い投資ルールを整備。さらに、投資保護についての規定を設ける。

### 知的財産保護

適切な知的財産保護及び執行に資する規定を設ける。

### ビジネス環境整備

ビジネス環境整備のための協議の枠組みの設置。

等

## フィリピン側の関心事項

### 農林水産品

比側の輸出関心主要品目のうち、バナナ、リンアップル、鶏肉、マグロ・カツオについては、日本側が、関税撤廃あるいは関税割当を約束し、粗糖については、発効後4年目に再協議。

### 人の移動

日本の国家資格取得を前提とした看護師・介護福祉士の受け入れの基本的な枠組み(候補者の選抜、送りだし、研修、滞在)につき合意。

### 協力

日比両国の経済連携の強化に資するべく、人材養成、金融サービス、情報通信技術、エネルギー及び環境、科学技術、貿易投資促進、中小企業、観光、運輸の9つの分野において二国間の協力を推進。

# 大筋合意の内容

# マレーシア

## 日本側の関心事項

### 鉱工業品

日マレーシアともに、10年以内に実質上全ての品目についての関税を撤廃することを約束。自動車分野に関し、市場拡大に向けたマレーシアの自動車・同部品産業の競争力向上のための協力を行う。

### サービス・投資

(サービス) 主要分野の自由化を含む約束を更に継続的に改善していくための見直しの仕組みを構築、サービス貿易に影響を与える法令・その他の関連措置の透明性を高めていくことを確保。

(投資) 内国民待遇、最恵国待遇並びに投資家・投資の保護の強化についての約束を通じ、より自由な二国間の投資を、更に拡大し、円滑化するための枠組みを提供。

### 知的財産保護

知的財産の十分かつ効果的な保護を確保し、知的財産権行使のための措置を定める。

### ビジネス環境整備

ビジネス環境改善のための仕組みの設置。

等

## マレーシア側の関心事項

### 農林水産品

マレーシア側の輸出関心主要品目のうち、パパイヤ、マンゴー等熱帯果物、エビ、バナナ等については、日本側が、関税撤廃あるいは関税割当を約束。合板については再協議。

### 協力

二国間の経済連携を強化するため、農林水産、教育・人材養成、情報通信技術、科学技術、中小企業、観光、環境の7つの分野において二国間の協力を推進、24の「アーリー・ハーベスト」(早期実施)協力案件を選定し、協定発効後速やかに実施、経済連携のための小泉・アブドゥラ研修プログラム(経済連携研修)の下、日本は今後10年間に亘り約1000名の研修員をマレーシアの関連機関より受け入れ。

等

# 交渉の主要論点 タイ

## 日本側の関心事項:

鉱工業品関税(鉄鋼、自動車等)、 サービス・投資の自由化・透明性、  
知的財産、競争政策、政府調達等

## タイ側の反応:

- ・途上国への配慮が必要。
- ・サービス・投資、政府調達に慎重。
- ・知的財産、競争政策等には一定の理解。

## タイ側の関心事項:

農水産品を含む関税撤廃、タイによる関税撤廃期間は途上国配慮、 人の移動(幅広い要求)、 協力(農業協力やメコン地域開発を含む)の充実

## 日本側の反応:

- ・特に鉄鋼・自動車、サービス・投資への対応につき、タイ側の更なる努力が必要。
- ・人の移動は具体的な話を詰めたい。
- ・協力には積極的に対応。

# 交渉の主要論点 韓国

\* 日韓EPA締結交渉開始後1年を過ぎて、市場アクセス交渉の進め方に懸隔があり、オファーの交換に至っていないことが現在の最大の問題。

日本側の関心事項:

鉱工業品関税撤廃、 サービス・投資の自由化・透明性、 知的財産

韓国側の反応:

・平均関税率(日本2.7%、韓国9.2%)の大きい韓国側の方が関税撤廃による被害が大きい。(特に中小企業等) これを乗り越えるには、全体のオファー水準を高く設定することが必要。

韓国側の関心事項:

農林水産品関税撤廃、 水産物IQの撤廃(注:韓国の申し立てにより現在のりIQについてWTO紛争解決手続を開始。)、 非関税措置、相互承認、政府調達、 恒久的査証免除の条文化

日本側の反応:

- ・水産物IQは資源管理のため必要。WTOにも整合的。
- ・非関税措置については、民間の商慣行まで規律するのは困難。
- ・恒久的査証免除は検討中だが、いずれにせよ一方的措置であり、FTAとは無関係。

# インドネシア ~ 経緯と論点 ~

## 経緯

2002年1月：「日・ASEAN包括的経済連携構想」（小泉総理のシンガポール演説）

2003年6月：日インドネシア首脳会談

「日インドネシアEPAの可能性に関する首脳共同発表」（二国間のEPAの可能性を模索するための予備協議開始を合意）

2003年9月：日インドネシア経済連携 / 第1回予備協議（東京）

2003年12月：日インドネシア経済連携 / 第2回予備協議（ジャカルタ）

2004年8月：日インドネシア経済高級事務レベル協議（ジャカルタ）

2005年1月：町村外相・カッタ副大統領会談

4月までに3回の「共同検討グループ」会合を開催し、二国間EPA交渉立ち上げの必要性等につき結論を出すことで合意。

2005年4月11、12日の第3回会合において首脳への報告書の内容につき概ね一致。報告書では、二国間交渉の立ち上げを提言。

2005年6月：日インドネシア首脳会談

「日・インドネシア経済連携協定作成のための交渉開始に関する首脳共同発表」（二国間EPA交渉の立ち上げに合意）

## 両国の主要関心事項

### 両国の主要関心事項

日本側：鉱工業分野（自動車、鉄鋼、エネルギー、天然資源等）、サービス・投資、知的財産、ビジネス環境整備 等

インドネシア側：林産品、人の移動、協力分野 等